

# 図書館等公衆送信補償金規程

令和5年3月29日 認可

一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（以下「本協会」という。）が、新聞、定期刊行物（雑誌を含む。）、図書等の著作物の公正な利用及び当該著作物の著作権者及び出版権者等の権利の保護に留意しつつ、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第31条第5項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）が規定する補償金（以下「補償金」という。）の額を、法第104条の10の4第1項の規定に基づき、定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「図書館資料」とは、図書館に蔵書されている著作物をいう。
  - (2) 「図書館等公衆送信」とは、法第31条第2項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の規定により行われる公衆送信をいう。
  - (3) 「設置者」とは、図書館等公衆送信を行う特定図書館等（法第31条第3項の特定図書館等をいう。以下同じ。）を設置する者をいう。
  - (4) 「新聞」とは、不特定多数の人々を対象に、最新のニュースの報道と評論を主たる目的とし、同一のタイトルのもとに、ブランケット判若しくはタブロイド判の形態で綴じずに刊行される逐次刊行物をいい、通常は一定の短い間隔（日刊、週刊、週2回刊行など）で定期的に発行されるものをいう。
  - (5) 「定期刊行物（雑誌を含む。）」とは、定期又は一定期間を隔てて、通常、年に1回又は2回以上刊行する逐次刊行物であって、同一の題号のもとに終期を定めず通番を付して発行されるものをいう（商業出版社が編集発行する一般雑誌及び学協会が編集発行する学術雑誌等、雑誌と総称される逐次刊行物を含み、新聞並びに団体の会議録及び業務報告等を除く。）。
  - (6) 「本体価格が明示されている図書」とは、新聞及び定期刊行物（雑誌を含む。）を除く、本協会が特定図書館等に対して提供するデータベースによって当該図書の本体価格が確認可能な図書をいう。
  - (7) 「上記以外（本体価格不明図書・脚本/台本含む限定頒布出版物・海外出版物等）」とは、新聞及び定期刊行物（雑誌を含む。）を除く、本協会が特定図書館等に対して提供するデータベースによって当該図書の本体価格が確認不能な図書をいう。
- 2 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法と同じ意味で用いるものとする。

(図書館等公衆送信により支払う補償金の額)

第3条 設置者が支払う補償金の額は、下表に定める図書館資料の種類に応じた補償金算

定式を適用して算出した額とする。

図書館資料の種類	補償金算定式	備考
新聞	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
定期刊行物 (雑誌を含む。)	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
本体価格が明示されている図書	本体価格を総頁数で除し、 公衆送信を行う頁数と係数 10 をそれぞれ乗ずる	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする
上記以外 (本体価格不明図書・脚本/台本含む 限定頒布出版物・ 海外出版物等)	1 頁あたり 100 円	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする

(注) 見開きで複写を行い、図書館等公衆送信を行う場合は、2 頁と数える。

- (1) 「新聞」及び「定期刊行物(雑誌を含む。)」に関しては、図書館等公衆送信 1 回の申請につき 1 頁あたり 500 円、2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円を加算して算定する。なお、新聞紙面の 1 頁全体の図書館等公衆送信の申請があり、かかる送信対象となる分量が A3 サイズ 2 頁相当となった場合であっても、1 頁と計算する。
- (2) 「新聞」及び「定期刊行物(雑誌を含む。)」につき、補償金の算定は 1 冊(号)ごとに別個に算定されるものとする(例えば、A 社発行の新聞 1 頁分及び B 社発行の新聞 2 頁分の図書館等公衆送信を希望する場合には 1,100 円、雑誌 C4 頁分及び雑誌 D10 頁分の図書館等公衆送信を希望する場合には 2,200 円となる。)。なお、「新聞」につき、同一の会社が発行する同一発行日付かつ同一のタイトルの新聞の図書館等公衆送信を希望する場合には、朝夕刊を一括した形で頁数を算定するものとする(例えば、E 社発行の新聞 F の 1 月 16 日付朝刊 1 頁分及び同日付夕刊 2 頁分の図書館等公衆送信を希望する場合には、700 円となる。)
- (3) 「本体価格が明示されている図書」につき、「 $\text{本体価格} \div \text{総頁数} \times \text{対象頁数} \times \text{係数} 10$ 」を一括して計算の上、その結果として小数点以下が生じる場合には、小数第一位の数字を切り捨ての上、補償金の額を確定させるものとする(例えば、本体価格が 2,500 円で総頁数が 220 頁の書籍のうち 12 頁分の図書館等公衆送信を希望する場合には、「 $2,500 \div 220 \times 12 \times 10$ 」の計算を一括で計算し、その結果として得られた

「1,363.6363…」の小数第一位を切り捨てた 1,363 円を補償金額とする。) 。なお、係数は、既存ビジネスとのバランスを考慮しつつ、本体価格を総頁数で割った頁単価を基準とした上で、補償金の額が合理的な額となるように掛け合わされる数値をいう。

- (4) 「本体価格が明示されている図書」につき、算定対象となる総頁数は、本協会が特定図書館等に対して提供するデータベースに登録されている総頁数を基準とし、仮に目次や巻末の書誌情報等、本文が記載されていない頁が当該総頁数に含まれていた場合であっても、これらの頁を算定対象となる総頁数からは除外しないものとする。
- (5) 「本体価格が明示されている図書」に頁数が印字されていない場合であっても、本協会が特定図書館等に対して提供するデータベースに登録されている総頁数を基準として額を算定するものとする。
- (6) 「本体価格が明示されている図書」の総頁数が、本協会が特定図書館等に対して提供するデータベースに登録されていない場合には、当該図書は「上記以外（本体価格不明図書・脚本/台本含む限定頒布出版物・海外出版物等）」として扱うものとする。
- (7) 「上記以外（本体価格不明図書・脚本/台本含む限定頒布出版物・海外出版物等）」につき、海外で出版された書籍については、全て上記以外（本体価格不明図書・脚本・台本含む限定頒布出版物・海外出版物等）に分類するものとする（例えば、海外で出版された雑誌については、「定期刊行物（雑誌を含む。）」ではなく「上記以外（本体価格不明図書・脚本・台本含む限定頒布出版物・海外出版物等）」に分類されるものとする。）。
- (8) 「本体価格が明示されている図書」及び「上記以外（本体価格不明図書・脚本/台本含む限定頒布出版物・海外出版物等）」につき、1冊あたりの図書館等公衆送信に係る補償金額が 500 円を下回る場合には 500 円とする（例えば、本体価格が 2,000 円で総頁数が 200 頁の書籍のうち 4 頁分の図書館等公衆送信を希望する場合には、「 $2,000 \div 200 \times 4 \times 10$ 」という計算により補償金額は 400 円となるが、この場合であっても補償金額は 500 円となる。）。
- (9) 本協会は文化庁から認可された図書館等公衆送信補償金管理団体であり、図書館等公衆送信補償金の対象となる図書館資料は、本協会に加盟している団体に係る著作物であるか否かにかかわらず、全ての図書館資料とする。
- (10) いずれの種類の図書館資料を図書館等公衆送信する場合であっても、モノクロでの送信とカラーでの送信でその補償金の額の算定方式は同一とする。

(その他)

第4条 本規程の補償金額には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号) に規定する消費税等に相当する金額を加算する (小数点以下切り捨て)。

#### 附則

- 1 本規程は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 本協会は、本規程の実施の日から 3 年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、本規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。但し、事情の変更により特別の必要が生じたときは、3 年を経過する前において検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。